

防衛大学校達第7号

自衛官以外の隊員の勤務時間及び休暇に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第43号）第13条及び自衛官の勤務時間及び休暇に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第65号）第19条の規定に基づき、休暇に関する達を次のように定める。

昭和61年11月6日

防衛大学校長 土田 國保

勤務時間及び休暇に関する達

改正	平成元年4月20日防衛大学校達第8号	平成2年6月8日防衛大学校達第6号
	平成3年4月12日防衛大学校達第1号	平成4年4月10日防衛大学校達第8号
	平成5年4月1日防衛大学校達第11号	平成6年10月18日防衛大学校達第7号
	平成8年5月11日防衛大学校達第6号	平成8年10月1日防衛大学校達第9号
	平成9年4月1日防衛大学校達第6号	平成10年4月9日防衛大学校達第4号
	平成12年4月1日防衛大学校達第4号	平成17年3月31日防衛大学校達第5号
	平成19年3月30日防衛大学校達第7号	平成19年8月29日防衛大学校達第12号
	平成21年3月31日防衛大学校達第6号	平成22年4月1日防衛大学校達第8号
	平成24年4月6日防衛大学校達第8号	平成27年4月10日防衛大学校達第9号
	平成28年3月31日防衛大学校達第3号	平成28年6月9日防衛大学校達第8号
	平成29年6月20日防衛大学校達第10号	平成30年3月30日防衛大学校達第4号
	令和2年3月31日防衛大学校達第5号	令和2年12月22日防衛大学校達第19号
	令和3年3月31日防衛大学校達第9号	令和4年3月30日防衛大学校達第18号

(趣旨)

第1条 この達は、防衛大学校に勤務する隊員（本科学生を除く。以下「隊員」という。）の勤務時間及び休暇について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この達における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 規則 自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）をいう。
- (2) 事務官等訓令 自衛官以外の隊員の勤務時間及び休暇に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第43号）をいう。
- (3) 自衛官訓令 自衛官の勤務時間及び休暇に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第65号）をいう。
- (4) 勤務時間通知 隊員の勤務時間の運用について（通知）（人1第2476号。4.4.21）をいう。
- (5) 早出遅出勤務通知 早出遅出勤務等の運用について（通知）（人1第6311号。18.6.30）をいう。

- (6) フレックスタイム制通知 自衛官以外の隊員の勤務時間及び休暇に関する訓令第2条第8項から第16項まで及び第24項、自衛官の勤務時間及び休暇に関する訓令第9条第3項から第7項まで及び第10項並びに防衛省に勤務する一般職の職員の勤務時間に関する訓令第5条の規定に基づく勤務時間の割振り又は日課の定め等の基準等について（通知）（防人計第7204号。28.3.31）をいう。
- (7) 早出遅出勤務制適用隊員 事務官等訓令第2条第6項又は自衛官訓令第9条第1項の規定の適用を受ける隊員をいう
- (8) フレックスタイム制適用隊員 規則第44条第5項若しくは第6項又は自衛官訓令第9条第3項若しくは第6項の規定の適用を受ける隊員をいう。

（所属長）

第3条 事務官等訓令第2条の2第1項及び自衛官訓令第12条に規定する官房長等が別に定める所属長は、次の表の右欄に掲げる者について、それぞれ左欄に定める者とする。

学校長	副校長（事） 副校長（教） 副校長（自） 部長 先端学術推進機構長 総合情報図書館長 理工学研究科長 総合安全保障研究科長 入試統括官 教養教育センター長 グローバルセキュリティセンター長 国際交流センター長 学群長 学術情報官
総務部長	総務課長 企画室長 社会連携推進室長 厚生課長 会計課長 経理室長 管理施設課長 衛生課長
教務部長	教務課長 入学試験課長 教育研究支援室長
訓練部長	訓練課長 学生課長 補導室長 総括首席指導教官
先端学術推進機構長	先端学術推進機構事務室長 国際交流企画官
総合情報図書館長	総合情報図書館事務長 学術情報官に所属する隊員（ICT戦略調整官、遠隔・マルチメディア教育研究部門、IT技術研究部門及び情報システム活用研究部門を除く。）
課長、先端学術推進機構事務室長及び総合情報図書館事務長	課（企画室、社会連携推進室、経理室、教育研究支援室及び補導室に所属する隊員を除く。）、先端学術推進機構事務室及び総合情報図書館事務室に所属する隊員
教務課長	研究科学生及び研修生
企画室長	企画室に所属する隊員
社会連携推進室長	社会連携推進室に所属する隊員
経理室長	経理室に所属する隊員
教育研究支援室長	教育研究支援室に所属する隊員
補導室長	補導室に所属する隊員
総括首席指導教官	首席指導教官 次席指導教官 指導教官 首席指導教官付
学群長	学群に所属する隊員

（勤務の割振り又は日課の定め）

第4条 早出遅出勤務適用隊員及びフレックスタイム制適用隊員に対する勤務時間の割振り又は日課の定めについては、適切な隊務又は公務の運営の体制を確保しつつ、所属長が行うものとする。ただし、早出遅出勤務適用隊員の勤務時

間の割振り又は日課の定めについては、早出遅出勤務通知別紙第2第1項各号のいずれかによるものとする。

- 2 早出遅出勤務通知別紙第3第4項に定める早出遅出勤務適用隊員に対する勤務割り表の例は、別紙様式第1のとおりとする。

(標準勤務期間)

第5条 フレックスタイム制通知第1第6項第2号の標準勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、午後0時から午後1時までは休憩時間とする。

(コアタイム及び休憩時間)

第6条 フレックスタイム制通知第1第18項第1号のコアタイム及び同項第4号の休憩時間は、それぞれ別表に定める「コアタイム」欄及び「休憩時間」欄のとおりとする。

(休憩時間の延長又は短縮)

第7条 隊員は、勤務時間通知第10項第4号若しくは早出遅出勤務通知別紙第4第1項による休憩時間の延長又は勤務時間通知第10項第5号若しくは早出遅出勤務通知別紙第4第2項による休憩時間の短縮を希望する場合は、その適用を希望する日から起算して、できる限り2週間前までに、勤務時間通知別紙様式第5若しくは第5の2又は早出遅出勤務通知別紙様式第7若しくは第7の2により、所属長に申し出るものとする。

- 2 隊員は、フレックスタイム制通知第5第2項の休憩時間の延長又は同第3項の休憩時間の短縮を希望する場合は、単位期間ごとのフレックスタイム制申告時に、フレックスタイム制通知別紙様式第8又は第8の2により、所属長に申し出るものとする。

- 3 前2項の申し出を受けた所属長は、勤務時間通知第10項第8号及び第9号、早出遅出勤務通知別紙第4第4項及び第5項又はフレックスタイム制通知第5第5項及び第6項の規定に基づき、その承認不承認について、速やかにそれぞれ定められた通知書により通知するか、又は第4条第2項に定める別紙様式第1を例とする勤務割り表その他適切な手段をもって隊員に周知するものとする。

(フレックスタイム制勤務に係る申告等)

第8条 隊員のフレックスタイム制勤務に係る申告等については、フレックスタイム制通知別紙様式第2から別紙様式第7に定める状況申出書、状況変更届及び申告・割振り簿により、次の各号に掲げる隊員の区分に応じて、当該各号に定める期日までに申告するものとする。

- (1) 規則第44条第5項及び自衛官訓令第9条第3項の規定に基づく申告を行う隊員

フレックスタイム制勤務の単位期間の開始日の前日から起算して、できる限り2週間前までに申告するものとする。

- (2) 規則第44条第6項及び自衛官訓令第9条第6項の規定に基づく申告を行う隊員

フレックスタイム制勤務の単位期間の開始日の前日から起算して、できる限り1週間前までに申告するものとする。

- (3) 特別の事情により第1号及び第2号に規定する期日までに申告ができなかった隊員

できる限り速やかに申告するものとする。

(単位期間の開始日)

第9条 前条第1号及び第2号の規定によりフレックスタイム制勤務の申告をした隊員については、フレックスタイム制勤務の適用を受ける場合の単位期間の開始日を同一の日とする。

(休暇証)

第10条 自衛官訓令第17条第1項に規定する休暇証の様式は、別紙様式第2のとおりとする。

(在宅勤務等の実施手続き)

第11条 隊員は、在宅勤務及びテレワーク（以下「在宅勤務等」という。）を実施する場合、別紙様式第3により所属長の承認を受けるものとする。

2 前項の申請を受けた所属長は、その必要性が認められる場合は、隊務の運営に支障がない限り、これを承認するものとする。

(在宅勤務等実施時における休憩時間の特例)

第12条 勤務時間通知第10項第1号イの規定に基づき、同項第4号ア、早出遅出勤務通知別紙第4第1項第1号又はフレックスタイム制通知第2第3項第1号に規定する在宅勤務等を行う隊員が当該在宅勤務等を適切に実施するために必要な場合で、かつ、隊務又は公務の運営に支障がないと認められる場合、当該在宅勤務等の直前又は直後に限り、午後2時から午後8時までの時間帯に30分の休憩時間を置くことができるものとする。

(交替制勤務職員)

第13条 官房長等が、規則第44条第10項の規定に基づき、休養日及び勤務時間の割振りを別に定めることとする自衛官以外の隊員は、総務部総務課車両・警備班及び総務部管理施設課給食第2係の交替制勤務の隊員とし、その休養日及び勤務時間の割振りは、同条第11項の規定に基づき、職務の特殊性等を考慮して別に定める。

附 則

1 この達は、昭和61年11月6日から施行する。

2 休暇に関する達（昭和48年防衛大学校達第7号）は、廃止する。

附 則（平成元年4月20日防衛大学校達第8号）

1 この達は、平成元年4月20日から施行し、1月8日から適用する。

2 この達は、施行の際、現に保有している旧様式用の紙類は、当分の間、訂正して使用することができる。

附 則（平成2年6月8日防衛大学校達第6号）

この達は、平成2年6月8日から施行する。

附 則（平成3年4月12日防衛大学校達第1号）

この達は、平成3年4月12日から施行する。

附 則（平成4年4月10日防衛大学校達第8号）

この達は、平成4年4月10日から施行する。

附 則（平成5年4月1日防衛大学校達第11号）

この達は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年10月18日防衛大学校達第7号）

この達は、平成6年9月1日から適用する。

附 則（平成8年5月11日防衛大学校達第6号）

この達は、平成8年5月11日から施行する。

附 則（平成8年10月1日防衛大学校達第9号）

この達は、平成8年10月1日から施行する。

附 則（平成9年4月1日防衛大学校達第6号）

この達は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年4月9日防衛大学校達第4号）

この達は、平成10年4月9日から施行する。

附 則（平成12年4月1日防衛大学校達第4号）（抄）

1 この達は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日防衛大学校達第5号）

この達は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日防衛大学校達第5号）

この達は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年8月29日防衛大学校達第12号）

この達は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日防衛大学校達第6号）

この達は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日防衛大学校達第8号）（抄）

1 この達は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月6日防衛大学校達第8号）

この達は、平成24年4月6日から施行する。

附 則（平成27年4月10日防衛大学校達第9号）

この達は、平成27年4月10日から施行する。

附 則（平成28年3月31日防衛大学校達第3号）

この達は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年6月9日防衛大学校達第8号）

この達は、平成28年6月9日から施行する。

附 則（平成29年6月20日防衛大学校達第10号）

この達は、平成29年7月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日防衛大学校達第4号）

この達は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日防衛大学校達第5号）

この達は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月22日防衛大学校達第19号）

この達は、令和3年1月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日防衛大学校達第9号）

この達は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月30日防衛大学校達第18号）

この達は、令和4年4月1日から施行する。

勤務時間割振計画表（ 月分）

氏名	(部 課)																																					
	日・曜日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	備考					

(記入要領)

- ◆早出遅出勤務の指定
 - ①…07:00～15:45、②…07:15～16:00、③…07:30～16:15、④…07:45～16:30、⑤…08:00～16:45、⑥…08:15～17:00、⑦…08:30～17:15、⑧…08:45～17:30、⑨…09:00～17:45、⑩…09:15～18:00、⑪…09:30～18:15、⑫…09:45～18:30、⑬…10:00～18:45、⑭…10:15～19:00、⑮…10:30～19:15、⑯…10:45～19:30、⑰…11:00～19:45、⑱…11:15～20:00、⑲…11:30～20:15、⑳…11:45～20:30、㉑…12:00～20:45、㉒…12:15～21:00、㉓…12:30～21:15、㉔…12:45～21:30、㉕…13:00～21:45、㉖…13:15～22:00
- ※ 休憩時間：①～⑯…12:00～13:00、⑬～⑰…12:30～13:30、⑱～㉑…17:15～18:15
- ◆早出遅出勤務以外の制度の承認状況
 - 在宅勤務…在、フレックスタイム制勤務…フ、休憩時間の短縮（30分）…短30、休憩時間の短縮（45分）…短45、休憩時間の延長…延〇、各種制度の併用…他
 - ※ 休憩時間の延長については、「延」と記載するとともに、延長した分を併記する。（記載例：20分延長した場合、延20）
 - ※ 早出遅出勤務を含む各種制度を併用する隊員については、「他」と記載するとともに、備考欄に内容を記載する。（記載例：他① 他①：③、在、延20）

別紙様式第2（第10条関係）

年次
特別
病 気
休 暇 証

所 属
階 級
氏 名

上記の者に対し、次のとおり休暇を承認する。

休暇の期間 自 年 月 日 時 分
至 年 月 日 時 分

休暇中の所在地

年 月 日

(休暇承認権者)
官職 氏名

別紙様式第3（第11条関係）

申請年月日： 年 月 日

在宅勤務等申請書

在宅勤務等 実施日時	年 月 日（ ）〇〇：〇〇～〇〇：〇〇
休憩時間の 設置・延長の予定	※ 必要に応じて関係様式による手続きを行うこと。
所属・職名・氏名	
自宅等住所 (在宅勤務等実施場 所)	〒
緊急連絡先電話番号	
実施業務(予定)	テレワーク該当の有無 該当・非該当 (該当の場合) 持出し許可の有無 有・無
在宅勤務等利用理由	<input type="checkbox"/> 1 未就学児の育児のため <input type="checkbox"/> 2 就学後の子の養育のため <input type="checkbox"/> 3 家族の介護のため <input type="checkbox"/> 4 妊娠、けが等により、通勤や職場での勤務が負担となっているため <input type="checkbox"/> 5 勤務時間外における緊急時の対応等のため <input type="checkbox"/> 6 業務の生産性の向上が期待できるため <input type="checkbox"/> 7 その他 <div style="text-align: center;">()</div>
(所属長記入) 在宅勤務等の許可	可・否 年 月 日
備考	

別表(第6条及び第7条関係)

	勤務時間及び日課		休憩時間	休養日及び週休日
	コアタイム	フレキシブル タイム		
育児介護隊員以外	1000～1600	0700～1000 1600～2200	1200～1300 1800～1830※	日曜日及び土曜日
育児介護隊員	1300～1500	0700～1200 1500～2200	1200～1300 1800～1830※	日曜日及び土曜日。 申告がある場合は 上記以外に1日

※ 人事教育局長通知第2第2号の規定に基づき、5時間30分を超える連続する正規の勤務時間を割振る場合には、30分の休憩時間を置くこととする。